

平 成 24 年 度  
国の施策及び予算に関する提案  
( 厚 生 労 働 省 )

平成 23 年 7 月

指 定 都 市

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ・ 東日本大震災への対応及び震災対策に係る要請・提案 ..... | 1  |
| 1 生活保護制度の抜本改革 .....              | 3  |
| 2 医療保険制度の抜本的改革 .....             | 4  |
| 3 全額国庫負担による子ども手当制度の実施等 .....     | 5  |
| 4 待機児童解消施策の拡充 .....              | 6  |
| 5 介護保険制度の円滑な実施 .....             | 7  |
| 6 予防接種制度の充実と財源措置 .....           | 8  |
| 7 妊婦健康診査公費負担制度の今後のあり方 .....      | 9  |
| 8 緊急雇用創出事業等の拡充 .....             | 10 |

## 国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。さらに、景気低迷の影響で減少した税収は以前の水準まで回復に至っておらず、加えて、東日本大震災からの復旧・復興の取組のほか、各市における防災対策の強化に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、行財政改革に徹底して取り組むとともに、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化、大規模災害に備えた安全・安心な都市づくりに加え、東日本大震災による被災者及び被災地支援などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成24年度国家予算編成にあたり以下のとおり提案します。

政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成23年7月

### 指定都市市長会

|        |       |
|--------|-------|
| 札幌市長   | 上田文雄  |
| 仙台市長   | 奥山恵美子 |
| さいたま市長 | 清水勇人  |
| 千葉市長   | 熊谷俊人  |
| 川崎市長   | 阿部孝夫  |
| 横浜市長   | 林文子   |
| 相模原市長  | 加山俊夫  |
| 新潟市長   | 篠田昭   |
| 静岡市長   | 田辺信宏  |
| 浜松市長   | 鈴木康友  |
| 名古屋市市長 | 河村たかし |
| 京都市市長  | 門川大作  |
| 大阪市長   | 平松邦夫  |
| 堺市長    | 竹山修身  |
| 神戸市長   | 矢田立郎  |
| 岡山市市長  | 高谷茂男  |
| 広島市長   | 松井一実  |
| 北九州市市長 | 北橋健治  |
| 福岡市長   | 高島宗一郎 |

### 指定都市議長会

|           |       |
|-----------|-------|
| 札幌市議会議長   | 三上洋右  |
| 仙台市議会議長   | 野田譲   |
| さいたま市議会議長 | 中山欽哉  |
| 千葉市議会議長   | 小川智之  |
| 川崎市議会議長   | 大島明   |
| 横浜市議会議長   | 佐藤茂   |
| 相模原市議会議長  | 中村昌治  |
| 新潟市議会議長   | 藤田隆   |
| 静岡市議会議長   | 石川久雄  |
| 浜松市議会議長   | 吉村哲志  |
| 名古屋市議会議長  | 中村孝太郎 |
| 京都市議会議長   | 小林正明  |
| 大阪市議会議長   | 大内啓治  |
| 堺市議会議長    | 馬場伸幸  |
| 神戸市議会議長   | 安井俊彦  |
| 岡山市議会議長   | 則武宣弘  |
| 広島市議会議長   | 木島丘   |
| 北九州市議会議長  | 佐々木健五 |
| 福岡市議会議長   | 森英鷹   |

## 東日本大震災への対応及び震災対策に係る要請・提案

### ○東日本大震災への対応について

- 1 被災者の安全を確保し生活の安定を図るための支援措置の拡充を早急に図ること
- 2 各種経済活動の早期回復・雇用確保につながる新たな制度創設や産業の復興・振興に関する全面的な支援を継続的に実施すること

### ○震災対策について

大都市における防災・危機管理対策の充実を図ること

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、仙台市をはじめ東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出や電力不足に対する計画停電の実施などで、被災地以外の国民生活や日本経済全体にも大きな影響を与えている。

我々指定都市としても可能な限り被災地域に対し支援を行っているところであるが、今回の震災による被害はあまりにも甚大であり、被災地域の日も早い復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため、また、国民生活と日本経済の早期安定のため、国において、次の事項について積極的かつ速やかに対応されるよう要請・提案する。

### ○東日本大震災への対応について

- 1 被災者の安全を確保し生活の安定を図るための支援措置の拡充を早急に図ること

被災者に対する医療の長期的・安定的な確保、防疫対策、廃棄物の処理やがれき処分、障害者・要介護高齢者・要保護児童生徒など特に配慮を必要とする者に対する支援など、被災者の安全と生活の安定を図るための措置について、一層の拡充を図ること。

- 2 各種経済活動の早期回復・雇用確保につながる新たな制度創設や産業の復興・振興に関する全面的な支援を継続的に実施すること

今回の大震災の影響により地域経済が低迷するなか、復興に向けては、被災地における各種経済活動の早期回復・雇用確保が急務であることから、農業や物流機能及び被災地企業等の再生などが不可欠である。そのためには被災地域の実情に応じた土地利用や税制などについて既存制度の枠組みを超えた制度創設を図るとともに、再興に取り組む企業等への既存支援制度の拡充及び柔軟な運用など、産業の復興・振興に向けた全面的な支援を継続的に実施すること。

## ○震災対策について

### **大都市における防災・危機管理対策の充実を図ること**

人口や建築物、企業活動が集積し、人・物・情報が行き交う圏域の中核拠点である指定都市においては、巨大地震などの災害が発生した場合、その被害はその地域にとどまらず、全国規模で国民生活や経済活動に甚大な影響を与えることが想定される。

その被害を最小限にとどめるため、以下の5点について、財政措置の拡充や必要な法整備などを実施すること。

- ①公共交通機関の防災面での機能強化
- ②交通基盤施設（道路・橋梁・港湾・空港など）や公共空間（公園など）の防災対策の推進
- ③既存建築物の耐震化
- ④都市型水害対策の促進
- ⑤ライフライン施設（水道等）の安全強化

さらに、大規模災害時におけるエネルギー供給の方策として、ガスや電力などの供給ラインの多系統化や広域的な燃料供給ルートの整備等について、国家レベルの防災対策として実施すること。

# 1 生活保護制度の抜本改革

社会保障全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革について、地方公共団体の意見を十分に反映した内容により、早急に具体的な案を策定すること。

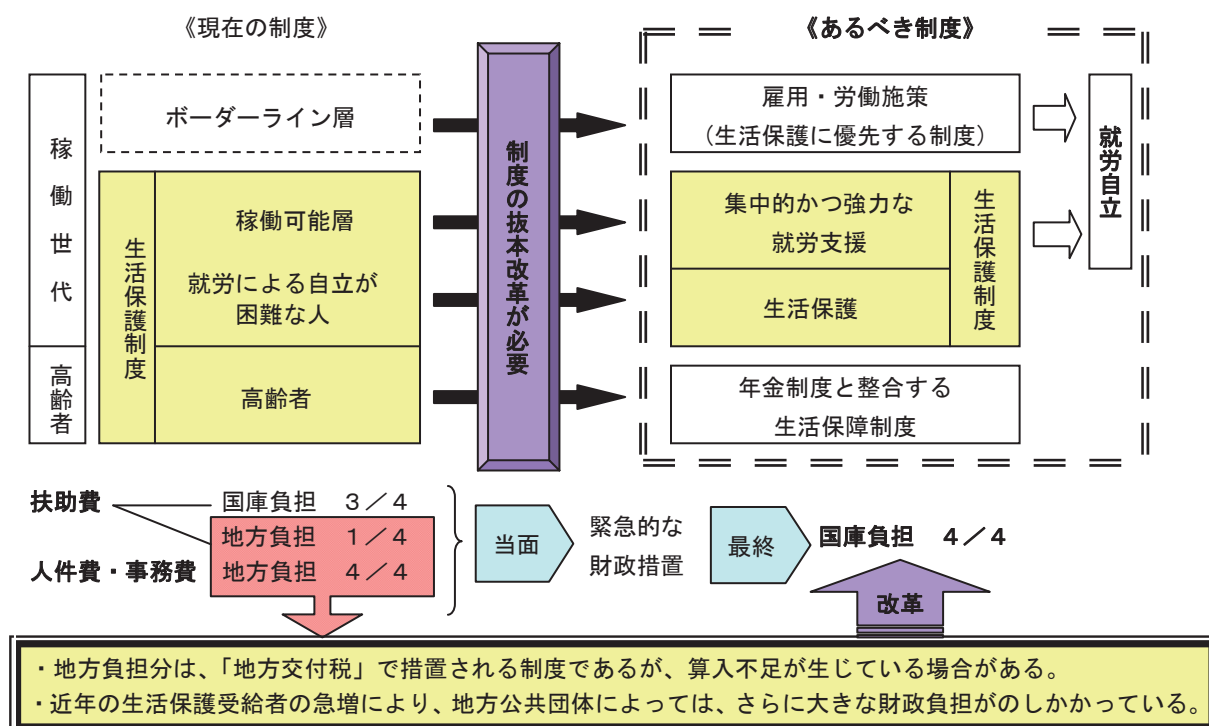
また、生活保護は、ナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施すべきであり、その経費は全額国が負担すること。

なお、全額国庫負担が実現するまでの間は、急激な生活保護世帯の増加によって生じている人件費を含めた大幅な地方負担の増加に対して、緊急的な財政措置を講ずること。

生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、社会経済情勢の変化に対応できておらず、制度疲労を起こしている。その抜本改革にあたっては現行の生活保護制度を時代に即したものに改革する必要があるため、昨年10月の指定都市市長会の提案を踏まえ「生活保護制度に関する国と地方の協議の場」等を通じ、現場をよく知る地方公共団体からの意見を十分反映すべきである。

本来、生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民の最低限度の生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、その経費についても全額国において負担すべきである。

なお、平成20年以降の急激な景気の後退により、生活保護受給者は大幅な増加を続けており、生活保護に要する負担の増加が地方公共団体の財政全体を圧迫し、行政運営に支障をきたしていることから、全額国庫負担が実現するまでの当面の間、緊急的な財政措置を講ずるべきである。



## 2 医療保険制度の抜本的改革

安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。

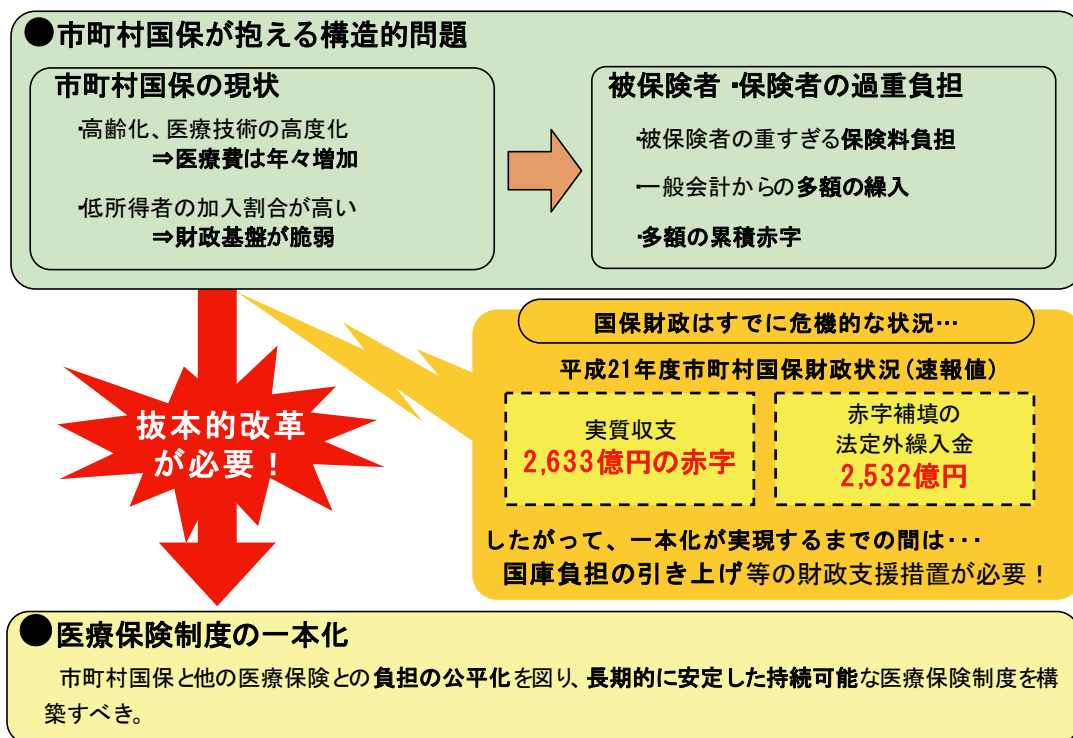
なお、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国庫負担率の引き上げを含む財政措置を講ずるとともに、制度改正に伴う新たな地方負担や保険料負担の増加を招かないこと。

高齢化に伴う医療費の増加や、近年の厳しい経済情勢による所得低下などにより、加入者の保険料負担は非常に重いものとなっている。また、保険者は国民健康保険事業の健全な運営に努めているが、その多くは一般会計からの多額の繰入れに頼らざるをえず、多額の累積赤字を抱えるなど財政運営が非常に不安定になっており、国民皆保険の維持は危機的な状況にある。

一方、平成22年12月に示された「高齢者医療制度改革会議」の「最終とりまとめ」によれば、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を目指すとされているが、この中では都道府県と市町村の役割にしか触れられておらず、国の責任が明確になっていない。

すべての国民を対象とした医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を、国の責任を明確にしたうえで、早期に実現すべきである。

なお、実現までの間は国庫負担の拡充などの財政措置を講ずるべきである。



### 3 全額国庫負担による子ども手当制度の実施等

子ども手当制度について、地方に負担を転嫁することなく、国の責任においてその費用を全額国庫負担とすること。

平成23年10月以降の子ども手当の制度設計にあたっては、国は、早急に地方との協議の場を設けるとともに、地方の意見を真摯に受け止め、全国の地方公共団体が円滑に事業を実施できるようにすること。

また、子ども手当からの保育料・給食費等の徴収を可能とすること。

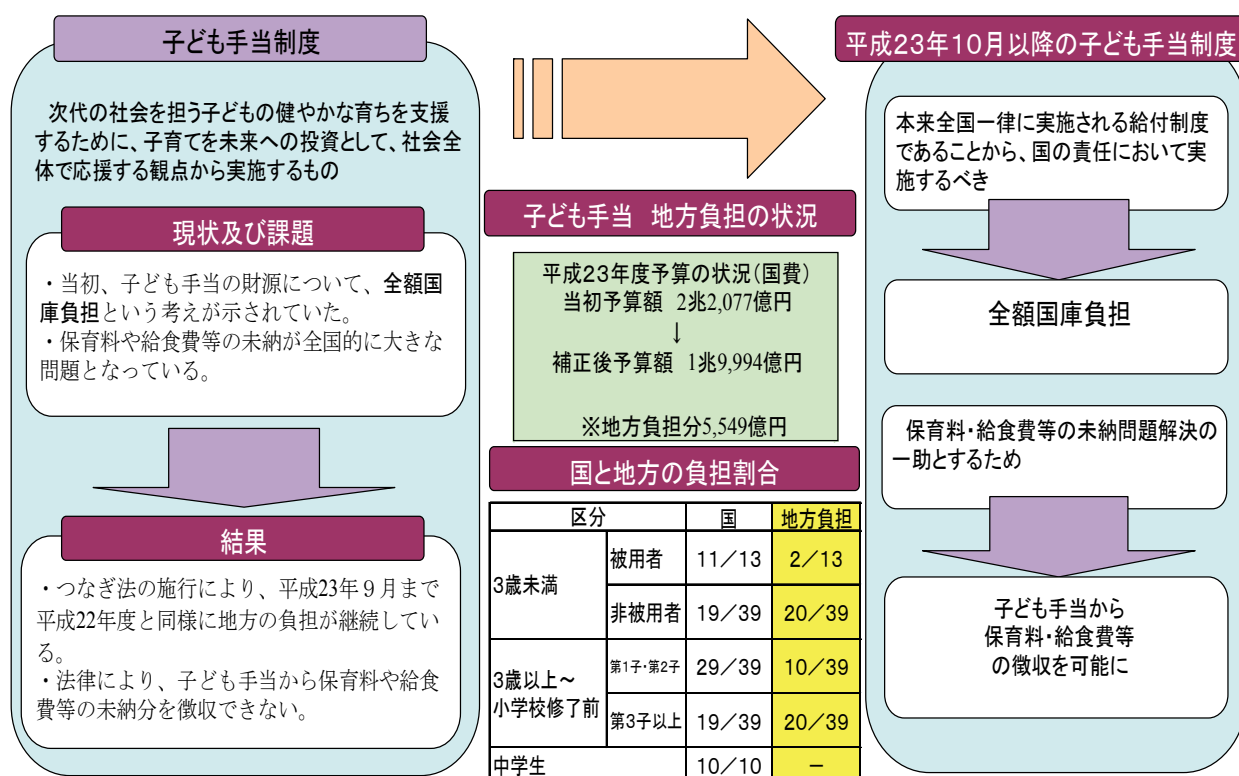
当初、子ども手当の財源について全額国庫負担という考え方を示されていたため、全国の地方公共団体においても、地方に負担を転嫁することなく、国の責任においてその費用の全額を負担することを要望してきた。

しかしながら、国は、地方との協議を行うことなく、平成23年4月からいわゆるつなぎ法の施行により平成23年9月まで、平成22年度と同様に地方の負担を継続している。

このことから、子ども手当の財源は、給付費・事業費ともに全額を国庫負担とすべきである。

つなぎ法は、平成23年9月までの暫定的な措置であり、平成23年10月以降の子ども手当制度の設計にあたって、国は、早急に地方との協議の場を設けるとともに、地方の意見を真摯に受け止め、これを反映するとともに、十分な準備期間を確保したうえで、全国の地方公共団体が円滑に事業を実施できるようにするべきである。

また、全国の地方公共団体にとって、保育料・給食費等の未納は大きな問題であり、子ども手当から保育料・給食費等が徴収できる制度設計を行うべきである。





#### 4 待機児童解消施策の拡充

待機児童の解消を進めるため、保育所整備に係る費用など地方が必要とする経費について、税源移譲により財源措置すること。

なお、税源移譲が行われるまでの間においては、「安心こども基金」を踏襲した保育所整備に係る財政措置を延長するとともに一層の拡充を行うこと。

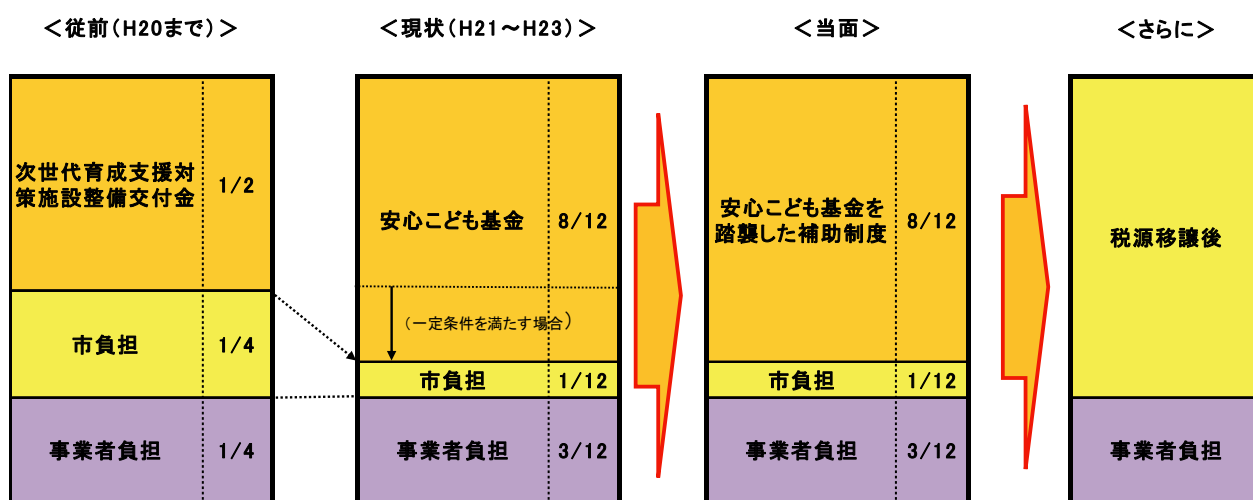
さらに、各都市が取り組む待機児童対策に必要な財政措置を講ずるなど、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスを提供できるようにすること。

待機児童の解消に向け、保育所整備に係る費用など地方が必要とする経費について、税源移譲により財源措置すべきである。

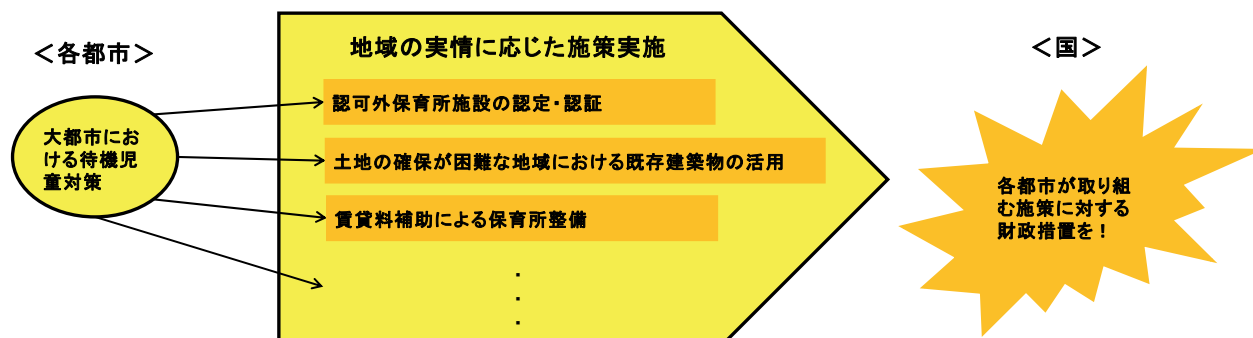
なお、税源移譲がなされるまでの当面の措置として、今後の保育所整備の安定的な財源確保のため、従前の交付金制度に比べて補助基準額が高く、市町村の財政負担が軽減される「安心こども基金」を踏襲した保育所整備に係る財政措置を延長するとともに一層の拡充を行うこと。また、その際には道府県を通さず指定都市に直接交付する仕組みとすべきである。

さらに、待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度や土地の確保が困難な地域における既存建築物の活用、賃料補助による保育所整備など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきており、各都市が取り組む施策に対し必要な財政措置を講ずるべきである。

#### 保育所整備に関する安心こども基金を踏襲した補助制度の継続と税源移譲



#### 各都市の独自施策に対する必要な財政措置及び拡充



## 5 介護保険制度の円滑な実施

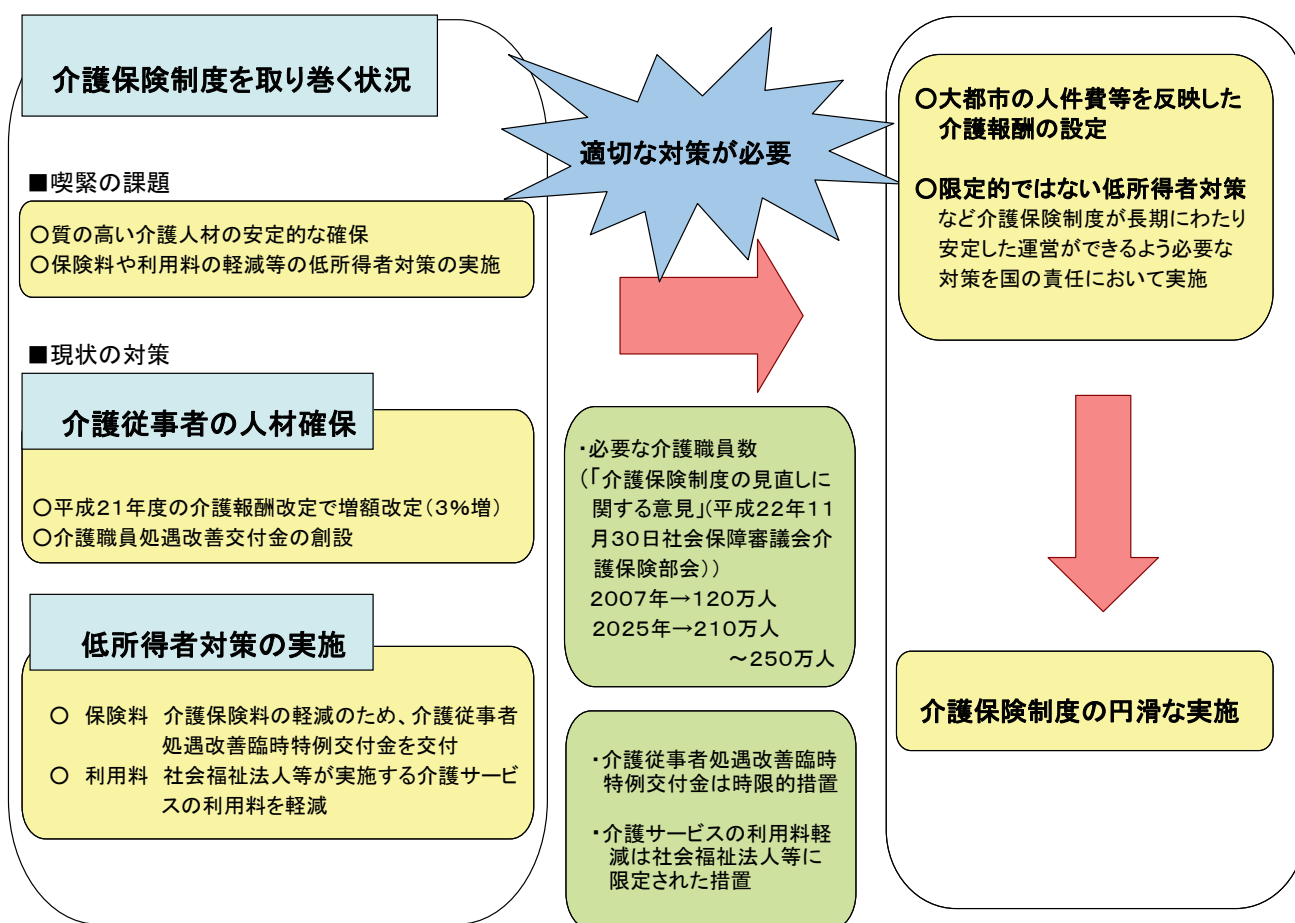
介護保険制度が円滑に実施できるよう、介護報酬の改定や制度改正など、適切な対応を行うこと。

特に、介護従事者の人材確保に結びつくよう対策を講ずるとともに、必要な低所得者対策を実施すること。

介護保険制度が、長期にわたり安定した運営ができるよう、その制度改正を含め、適切な対応を行うとともに、その円滑な実施に向けて国民への周知を国においても十分に行うべきである。

特に、大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況にあるため、平成21年度の介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金が処遇改善に反映されているかを十分に検証し、引き続き必要な対策を講ずるべきである。

また、保険料や利用料の軽減等の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方公共団体の財政負担が将来にわたって過重にならないよう、十分な財政措置を講ずるべきである。



## 6 予防接種制度の充実と財源措置

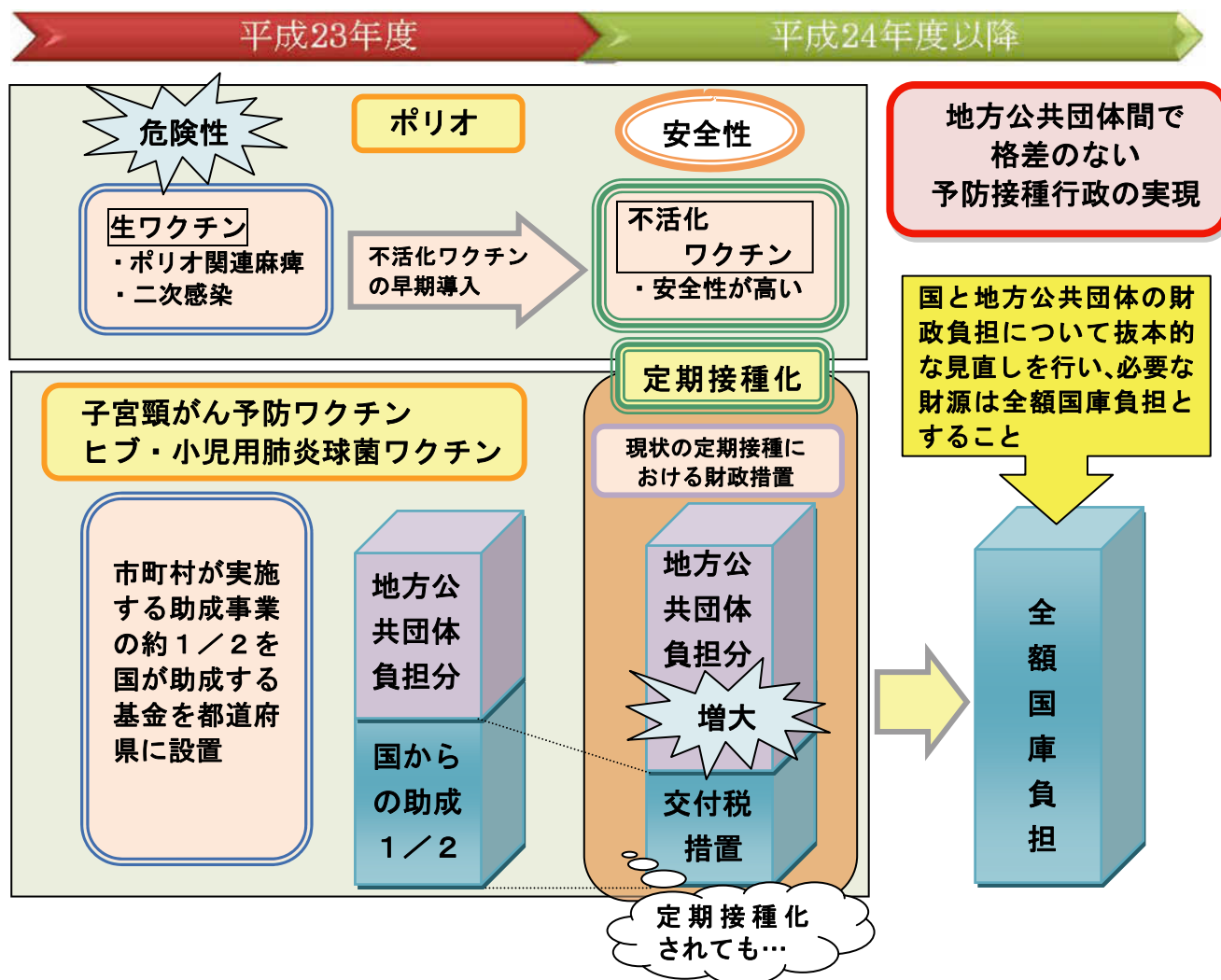
子宮頸がん予防、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンについては、事業費の全額国庫負担による定期接種とするとともに、ポリオについても安全性の検証を行い、不活化ワクチンを早期に導入するなど、予防接種制度の充実を図ること。

また、定期接種については、抜本的な見直しを行い、国の責任において必要とする国民全てが等しく接種できるよう必要な財源を確保すること。

子宮頸がん予防ワクチン等については、国において予防接種法上の定期接種化に向けた検討が行なわれている。また、ポリオの予防接種については、現在、生ワクチンが使用されているが、稀に接種の副反応や被接種者からの二次感染による麻痺症状の発生が報告されていることから、感染性や病原性をなくした不活化ワクチンの早期導入が求められている。

疾病の発生・まん延防止といった国民の健康保持の観点から、ワクチン（国の審議会で検討中のものを含む）で防ぐことができる疾病については、安全性の検証を十分に行い、可能な限り継続性と救済措置が担保される定期接種とすべきである。

その際に増加する地方公共団体の負担のあり方を含め、抜本的な予防接種制度の見直しを行い、地方公共団体間で格差が生じないように、国の責任により必要な財源をすべて確保すべきである。



## 7 妊婦健康診査公費負担制度の今後のあり方

誰もが安心して妊娠・出産ができる社会の実現に向けて、出産までに必要とされる回数の妊婦健康診査の費用について、妊婦に負担を生じさせないように、公費負担制度の継続実施に必要な財政措置について早急に決定すること。

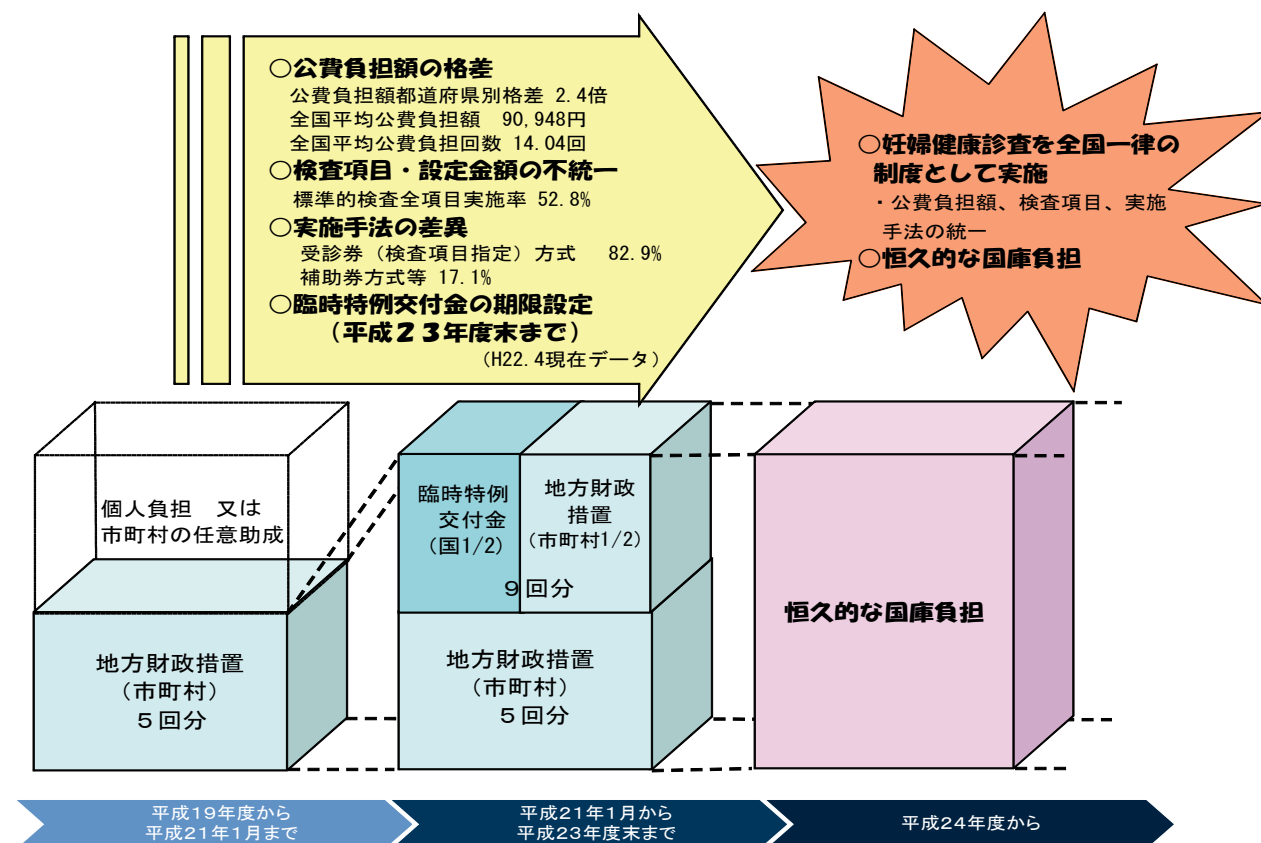
さらに、全国どこでも安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、全国一律の妊婦健康診査制度を早急に確立するとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。

出産年齢の高年齢化により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、また、経済的な理由等により健康診査を必要回数受診しない妊婦や飛び込み出産などが大きな社会問題となっている。このため、母体や胎児の健康を確保するうえで、公費負担による妊婦健康診査の重要性と必要性が一層高まっている。

妊婦健康診査公費負担制度に対する国の財政措置は、妊婦健康診査臨時特例交付金により平成23年度末までは現行の支援が継続されるが、平成24年度以降の財政措置や実施方法は未定となっている。公費負担制度の継続実施に必要な財政措置について、早急に決定をすべきである。

また、全国の地方公共団体において急速に制度の拡充が定着してきた状況を踏まえ、すべての妊婦が全国どこでも同一内容の妊婦健康診査が受けられるよう、全国一律の妊婦健康診査制度を早急に確立するとともに、国の責任において必要な財源をすべて確保すべきである。

### 妊婦健康診査の現状及び財政措置の推移



## 8 緊急雇用創出事業等の拡充

「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」の事業期間の延長及び交付金の増額を行うこと。

加えて、さらなる運用の弾力化を図るとともに、今後同様の事業を行う際には、道府県を通さず指定都市に直接交付すること。

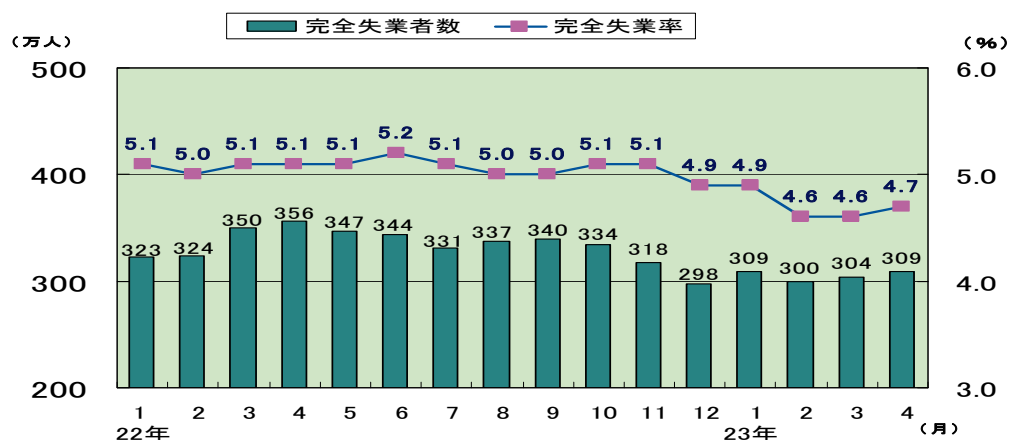
国の緊急雇用対策である「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」については、平成23年度を事業終期（「緊急雇用創出事業」の一つである「重点分野雇用創造事業」は一部平成24年度まで）として実施中であるが、東日本大震災による影響もあり、雇用情勢の先行きは未だ不透明であることから、事業期間の延長及び交付金の増額を行うべきである。

また、運用面については、事業計画に後々まで縛られるなど、硬直的な運用にならざるを得ない側面もあることから、事業の運用方法を弾力化し、事業が円滑に執行できるよう改善を行うとともに、今後同様の事業を行う際は、地域の状況に迅速に対応できるようにするため、道府県を介することなく、指定都市に直接交付すべきである。

### 完全失業者数及び完全失業率の推移

・総務省発表 労働力調査データを元に作成・

全国の月別推移（平成22年1月～平成23年4月）



(※平成23年4月については、岩手県、宮城県及び福島県を除く)

《平成23年4月現在》

●失業者数 309万人

●失業率 4.7%

依然高い水準

東日本大震災  
による影響

雇用情勢悪化  
の懸念

